

令和7年度東京港物流効率化等事業補助金交付要綱

(制定) 令和7年3月25日付6港経振第668号

(通則)

第1条 令和7年度東京港物流効率化等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、国際海上コンテナ（ISO規格）（以下「海上コンテナ」という。）の国内輸送におけるモーダルシフトを行う民間事業者に対し、東京都が補助金を交付することにより、東京港の物流効率化及び物流機能強化等を推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

(1) 船舶・はしけ

- ① 海上コンテナを、東京港と国内他港との間を内航フィーダー船により輸送する事業（以下「フィーダー輸送事業」という。）
- ② 海上コンテナを、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間をコンテナバージにより横持輸送する事業（以下「はしけ横持輸送事業」という。）
- ③ 海上コンテナを内航RORO船又は内航フェリーにより輸送するため、東京港内の内貿ふ頭と外貿コンテナターミナルとの間をドレージ車両により横持輸送を行う事業、若しくは、内航フィーダー船により輸送するため、東京港内の異なる外貿コンテナターミナルの間をドレージ車両により横持輸送を行う事業（以下「港内横持輸送事業（船舶）」という。）

(2) 鉄道

- ① 海上コンテナを鉄道により輸送するため、東京貨物ターミナル駅と東京港の外貿コンテナターミナルとの間を、ドレージ車両により横持輸送を行う事業（以下「港内横持輸送事業（鉄道）」という。）
- ② 東京港で輸出入される海上コンテナ貨物の全部または一部を、東京港のコンテナフレートステーション（Container Freight Station。以下「CFS」という。）等における鉄道コンテナとの詰め替えにより、東京貨物ターミナル駅又は隅田川駅を発着する列車で輸送する事業（以下「鉄道コンテナ詰替輸送事業」という。）

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者で、別表に定める者とする。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象貨物）

第 5 条 補助事業の対象となる貨物は、別表に定める貨物とする。

- 2 各補助対象事業において、同一コンテナの輸送に対する補助を複数の事業者が重複して申請することはできないものとする。
- 3 本補助制度において対象とする実入りコンテナについては、東京港で直接輸出入された貨物とし、他港において輸出入され東京港を経由する貨物は対象外とする。

（補助対象期間）

第 6 条 補助対象期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、令和 7 年度東京港物流効率化等事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）及び誓約書（別記第 2 号様式）に、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

- 第 8 条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。
- 2 補助金の額は、別表に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。
- 3 知事は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を令和 7 年度東京港物流効率化等事業補助金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により速やかに申請者に通知する。
- 4 知事は、交付決定に当たっては必要な条件を付する。

（補助対象事業の変更等の承認申請）

第 9 条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前条第 3 項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の全部若しくは一部を中止しようとするときは、令和 7 年度東京港物流効率化等事業補助金対象事業（変更・中止）承認申請書（別記第 4 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の変更等の承認及び通知）

- 第 10 条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。
- 2 知事は、前項の承認をしたときは、令和 7 年度東京港物流効率化等事業補助金対象事業（変更・中止）承認通知書（別記第 5 号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知する。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助金に係る四半期ごとの事業の実績について、令和 7 年度輸送実績報告書（別記第 6 号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金に係る事業が完了した後、速やかに令和 7 年度東京港物流効率化等事業補助金最終輸送実績報告書（別記第 7 号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その内容が適当と認めるときは、別表に基づき算定の上、交付すべき補助金の額を確定し、令和 7 年度東京港物流効率化等事業補助金確定額通知書（別記第 8 号様式）により速やかに補助事業者に通知する。

(補助金の支払及び請求)

第 13 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けるため、前条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第 9 号様式）を知事に提出するものとする。

(決定の取消等)

第 14 条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(5) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、補助事業者が前項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当した場合、補助事業者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 第 12 条の規定により交付すべき補助金を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第 16 条 補助事業者は、第 14 条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消さ

れ、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金）

第 17 条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 18 条 補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

（帳簿の保存）

第 19 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（調査等）

第 20 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができる。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条、第5条、第8条、第12条関係）

区分	補助対象事業	補助対象者	補助対象貨物	補助金の額（※）
船舶・はしけ	フィーダー輸送事業	東京港を利用する船舶運航事業者	補助対象期間内に、東京港と国内他港との間を内航フィーダー船により輸送を行う海上コンテナ	①実入りコンテナ 1 F E U 当たり 3,000 円 ②空コンテナ 1 F E U 当たり 2,000 円
	はしけ横持輸送事業	はしけ横持輸送を依頼する者（船舶運航事業者等）	補助対象期間内に、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間をコンテナバージにより横持輸送を行う海上コンテナ	①実入りコンテナ 1 F E U 当たり 2,000 円 ②空コンテナ 1 F E U 当たり 1,000 円
	港内横持輸送事業（船舶）	港内横持輸送を依頼する者	内航 R O R O 船又は内航フェリーにより輸送するため、補助対象期間内に、東京港内の内貿ふ頭と外貿コンテナターミナルとの間をドレイジ車両により横持輸送を行う海上コンテナ、若しくは、内航フィーダー船により輸送するため、補助対象期間内に、東京港内の異なる外貿コンテナターミナルの間をドレイジ車両により横持輸送を行う海上コンテナ	1 輸送当たり 10,000 円 （実入り・空コンテナ共通）
鉄道	港内横持輸送事業（鉄道）	港内横持輸送を依頼する者又は営む者	鉄道により輸送するため、補助対象期間内に、東京貨物ターミナル駅と東京港の外貿コンテナターミナルとの間を、ドレイジ車両により横持輸送を行う海上コンテナ	1 輸送（片道）当たり 2,000 円 （実入り・空コンテナ共通） ただし、鉄道によるコンテナラウンドユースを行った場合、補助金額を2倍として算定する。
	鉄道コンテナ詰替輸送事業	鉄道輸送を依頼する者	東京港で輸出入される海上コンテナ貨物の全部又は一部を、東京港の C F S 等における鉄道コンテナとの詰め替えにより、補助対象期間内に、東京貨物ターミナル駅又は隅田川駅を発着する列車で輸送する鉄道コンテナ	鉄道コンテナ1本当たり 12ft：5,000 円 20ft 以上：10,000 円 ただし海上コンテナ1 F E U 当たり 12ft 鉄道コンテナ4本相当（2万円）を上限とする。

(※) 共通事項

(予算の取扱い)

1. この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付する。なお、この要綱における予算とは、東京都が各補助対象事業において計画した補助金の額（以下「事業予算額」という。）の合計額をいう。

(端数処理)

2. 補助金の額を1FEU当たりの単価により補助するものについて、実入りコンテナ及び空コンテナごとに合計本数をFEU換算し、それぞれ1FEUに満たない輸送量の端数は切り捨てる。

(交付決定時の取扱い)

3. 第8条に定める補助金の交付決定時において、各補助対象事業における補助対象者から申請のあった計画額の合計がその事業予算額を超過した場合、以下の算定方法により交付決定額を定める。

- (1) 計画輸送量のうち前年度実績から増加した輸送量に限り、別表に定める金額を適用して算定する。

なお、前年度実績は、各申請者の「令和6年度東京港物流効率化等事業補助金最終輸送実績報告書（別記第7号様式）」に記載する輸送量とする。

- (2) (1) 以外の輸送量については、事業予算額から(1)で算定した額を減じた残額の範囲内で、輸送量に応じた比例配分により算定する。なお、前年度実績がない申請者については、全計画輸送量をこれにより算定する。

- (3) 各申請者の補助金の交付決定額は、(1)と(2)による算定額を合算した額とする。

(額の確定時の取扱い)

4. 第12条に定める補助金の額の確定時において、各補助対象事業における補助事業者から報告のあった実績額の合計額（以下「実績総額」という。）がその事業予算額を超過した場合、以下の算定方法により確定額を定める。

- (1) 他の補助対象事業の事業予算額に残額があるときは、この残額を実績総額が事業予算額を超過した補助対象事業（以下「予算超過事業」という。）の事業予算額に充当することができる。なお、予算超過事業の超過額の合計額が残額の合計額を超えるときは、残額の合計額を各予算超過事業の超過額に応じて比例配分する。

- (2) (1) による事業予算額の調整後において、実績総額が調整後の事業予算額を超過する場合の算定方法は3によるものとし、3に定める「計画輸送量」は「実績輸送量」に、「交付決定額」は「確定額」に読み替えるものとする。